

大村市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 4 月
大村市

目 次

第1章 計画の背景と目的	
1 背景と目的1
2 計画の位置付け2
3 計画期間3
4 対象施設3
第2章 本市の現状と課題	
1 人口推移4
2 財政状況4
3 公共施設等の状況	
(1) 公共施設（公共建築物）6
(2) インフラ施設7
4 公共施設等の改修・更新費の将来見通し	
(1) 公共施設（公共建築物）11
(2) インフラ施設11
第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的方針	
1 公共施設等のマネジメント基本方針12
2 公共施設等の分野別方針	
(1) 公共施設（公共建築物）13
(2) インフラ施設14
第4章 計画の進行管理	
1 マネジメントサイクルの構築16
2 マネジメント推進体制17

第1章 計画の背景と目的

1 背景と目的

我が国の人口は、長期的な減少局面に入り、本格的な人口減少時代に向かっています。

さらに、少子高齢化の進展と併せて、これまでの人口構造が大きく変化し、それに伴う社会のさまざまな制度や仕組みにおいて変革の必要性に迫られており、各地方自治体においても大きな転換期を迎えています。

本市は、これまで人口の増加など都市の発展に対応するため、学校、市営住宅などの「公共施設（公共建築物）」や道路、橋梁、上下水道などの「インフラ施設」を整備してきました。現在、これらの施設は老朽化が進み、今後一斉に更新や大規模改修の時期を迎えます。

また、人口は、昭和40年から増加を続けていますが、平成27年12月に策定した「大村市人口ビジョン」では、平成47年をピークに人口が減少することが見込まれています。

財政状況は、平成15年から3度にわたる「財政健全化計画」により、各種事業の見直しなどを行い、基金残高が計画値を上回るなど、一定の効果を上げました。しかし、今後、高齢化社会への対応に伴う社会保障費の増加や、大型建設事業による公債費の増加など、歳出の増加が予想されます。

こうした状況の中で、本市は平成28年11月に、インフラ資産を除いた公共施設を対象とした「大村市アセットマネジメント事業計画」を策定しました。

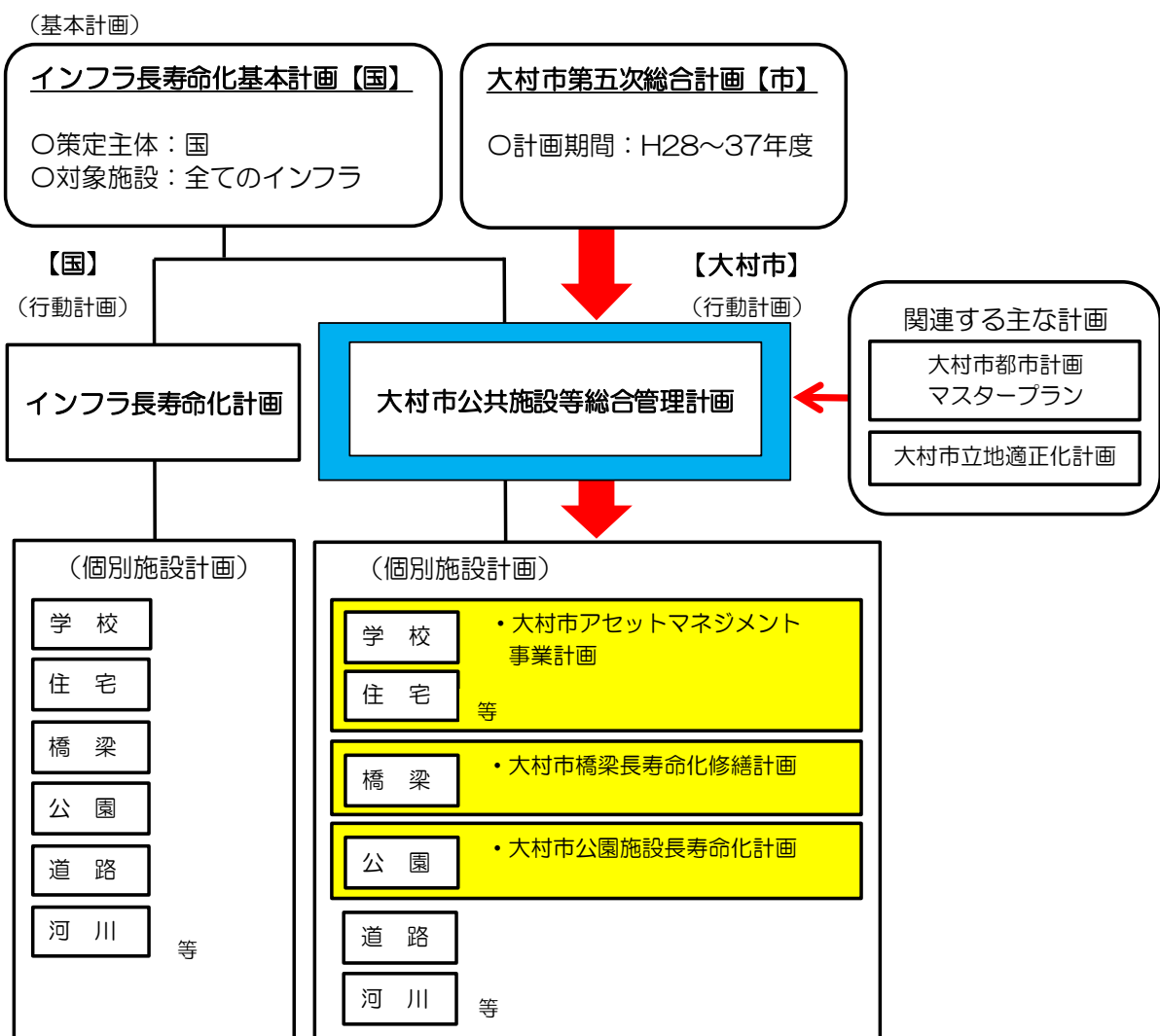
一方で、インフラ資産（道路、橋梁、上下水道など）については、個別に長寿命化計画を策定しているものもあります。

これらの、既に策定した計画も含めた公共施設等全体を対象とした公共施設等総合管理計画を策定し、適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行うことで、財政負担の軽減・平準化を図り、限られた財源を効果的に活用するとともに、施設の安全性や機能の向上、公共施設等の最適な配置に向けた取組みを進めていきます。

2 計画の位置付け

本市では、「アセットマネジメント事業計画」や、「大村市橋梁長寿命化修繕計画」など、既に策定している個々の施設整備計画もありますが、これらの各種計画と整合した基本的な考え方をとりまとめたものを、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画（基本計画）」の下位の行動計画となる「公共施設等総合管理計画」として位置付けます。

また、本計画を実現させるための施設ごとの計画を、下位の個別施設計画として位置付けます。

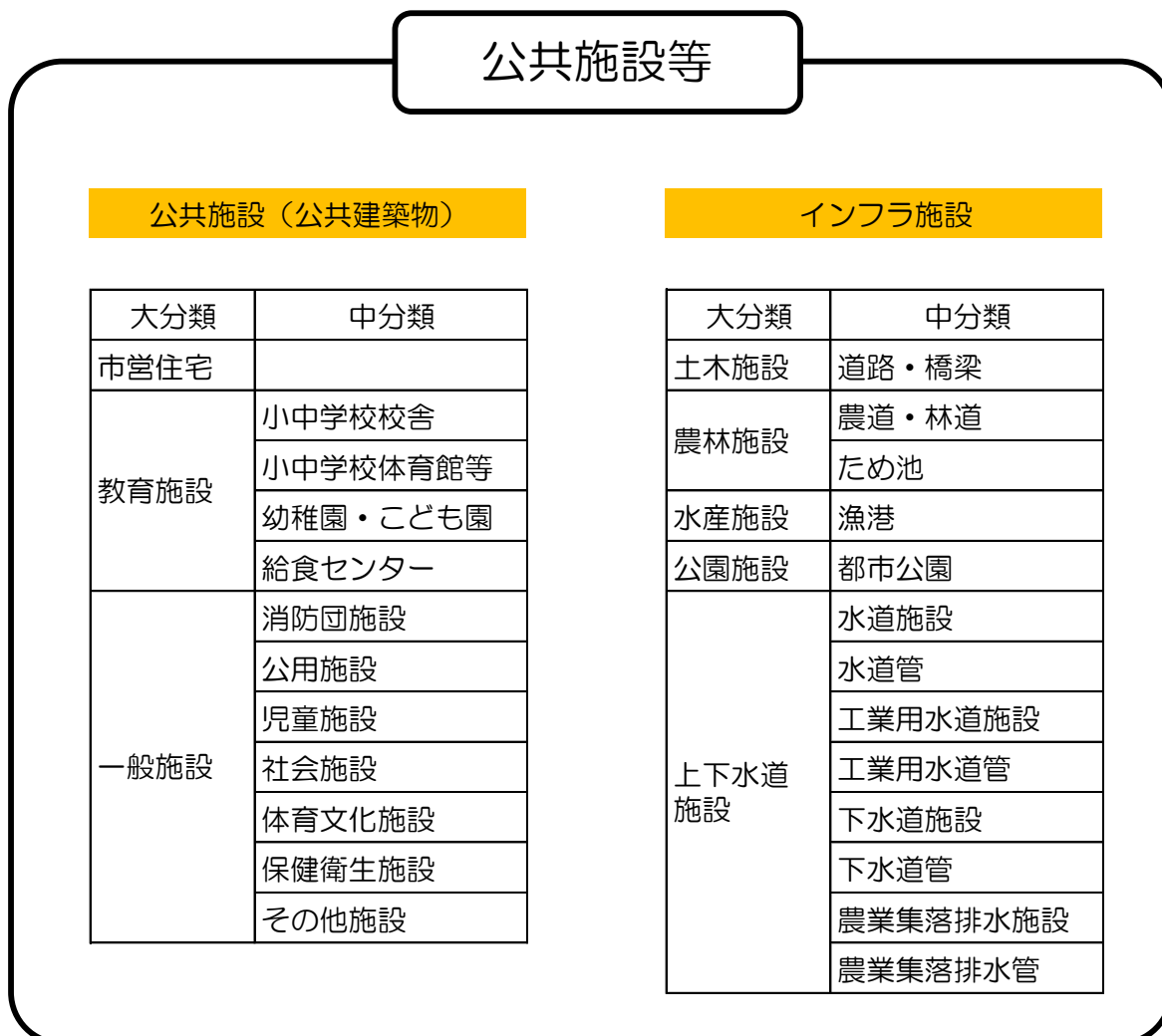


3 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から平成 62 年度（2050 年度）までの 33 年間とします。

4 対象施設

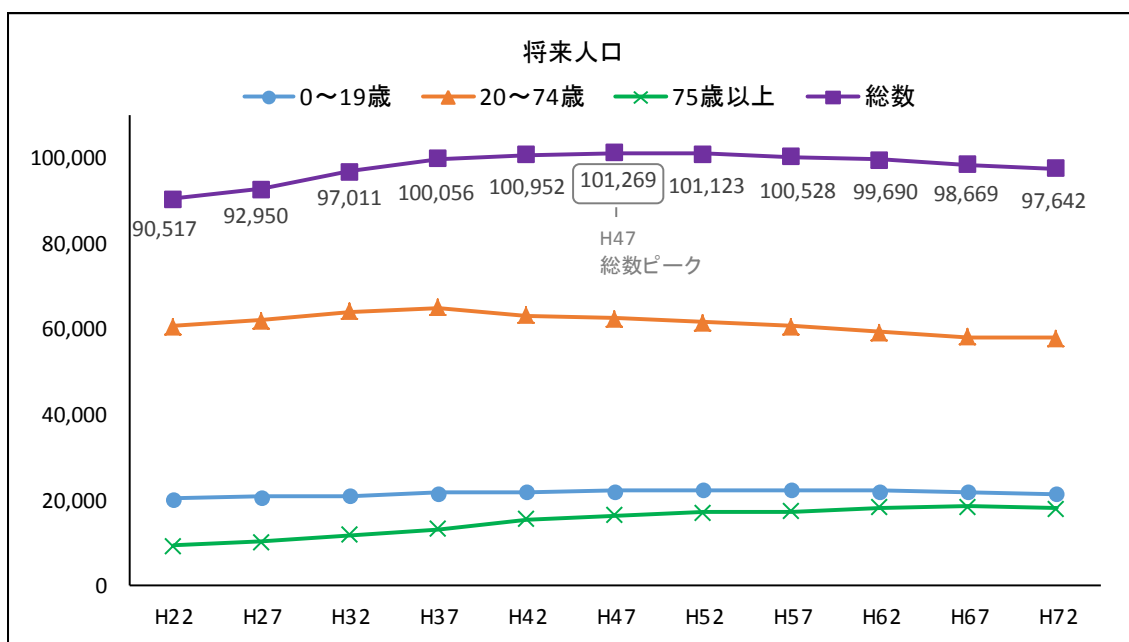
本計画は、本市が所有するすべての公共施設等を対象とし、庁舎や学校などの「公共施設（公共建築物）」と、道路・橋梁・上下水道施設等の「インフラ施設」に分類し、それぞれ対応を図ることとします。



第2章 本市の現状と課題

1 人口推移

本市の人口は、昭和40年から増加を続けていますが、平成27年12月に策定した大村市人口ビジョンでは、平成47年をピークに人口が減少し、高齢者の割合が増加することが見込まれています。



2 財政状況

(1) 歳入

歳入については、平成27年度決算は401億円となっており、過去5年間の推移をみると、ほぼ横ばいの傾向にあります。また、主な自主財源である市税収入については、概ね105億円前後で推移していますが、少子高齢化の進行等により、大幅な増加は期待できない状況です。

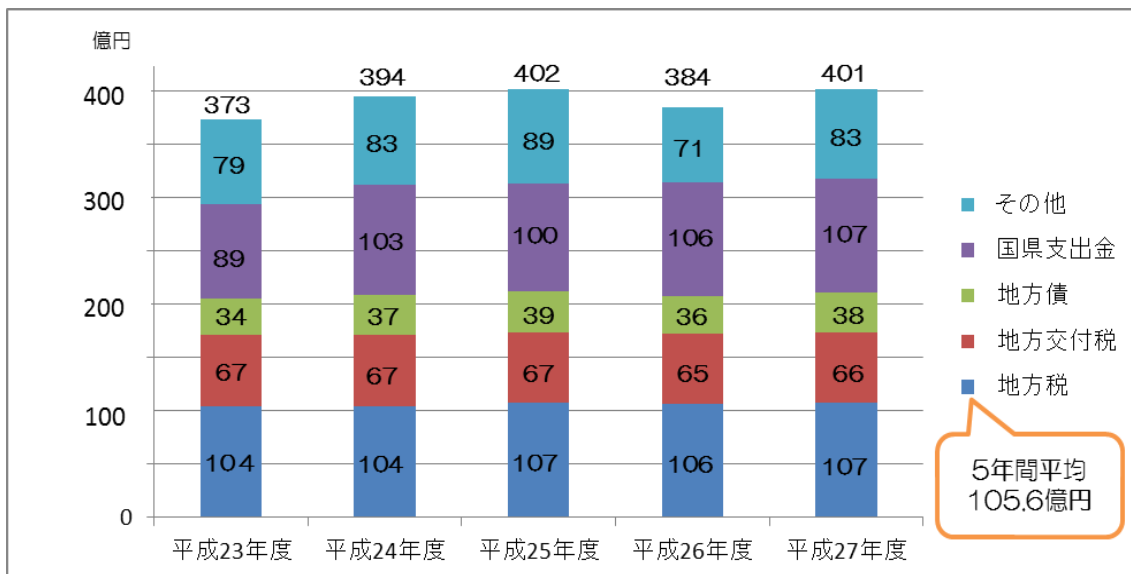
(2) 歳出

歳出については、義務的経費¹のうち、人件費及び公債費²は減少傾向にあるものの、扶助費³は増加傾向にあります。

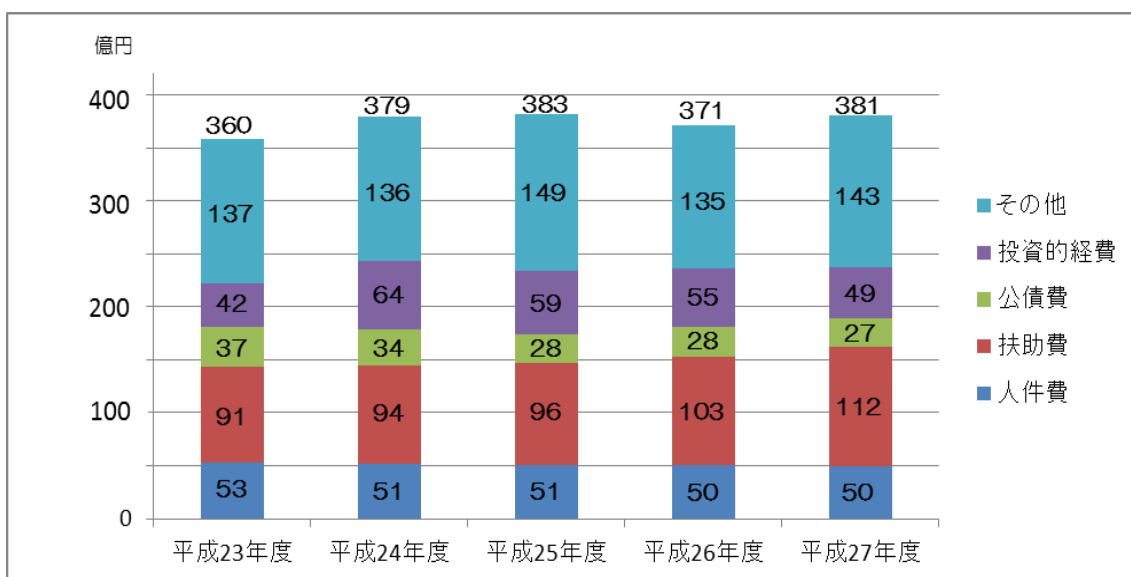
特に扶助費の金額は、平成23年度に約91億円でしたが、平成27年度では約112億円となっており、今後も財政負担は増えていくものと予想されます。

歳入・歳出決算の推移（平成23年度～平成27年度）

・歳入



・歳出



- 1 義務的経費：地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意では削除できない経費（人件費、公債費、扶助費）
- 2 公債費：地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計
- 3 扶助費：生活保護、児童福祉、老人福祉、身障者福祉に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられている経費

3 公共施設等の状況

(1) 公共施設（公共建築物）

本市が保有する公共施設は、203 施設 605 棟あり、総延床面積は、402,418㎡になります。このうち、延床面積の割合は、市営住宅が 24.3%、教育施設が 27.7%、それ以外の市役所本庁舎などの一般施設で 48.0%となっており、市営住宅と教育施設で約5割を占めています。

また、建築後 30 年以上経過した施設が約半数を占め、今後、大規模な改修や更新が必要となることが想定されるため、計画的・効率的な維持管理や更新等を行う必要があります。

(公共施設の一覧表)

(H27年度末現在)

施設分類	施設数	建物棟数	施設内訳	延床面積(㎡)	割合
市営住宅	27	101	市営住宅(27施設、97,933㎡)	97,933	24.3%
教育施設					
小中学校 校舎	21	252	校舎・部室・トイレ・機械室・倉庫等(21施設、85,638㎡)	85,638	27.7%
小中学校 体育館等		26	体育館(21施設、16,297㎡)、武道場(5施設、2,316㎡)	18,613	
幼稚園・こども園	6	12	幼稚園舎・倉庫(5施設、2,174㎡)、こども園(1施設、1,486㎡)	3,660	
給食センター	1	1	小学校給食センター(1施設、3,425㎡)	3,425	
小計	28	291		111,336	
一般施設					
消防団施設	35	37	消防団詰所・車庫(35施設、2,376㎡)	2,376	48.0%
公用施設	11	34	市役所(1施設、11,297㎡)、出張所(6施設、4,070㎡) 高齢者障害者センター(1施設、1,066㎡)、倉庫等(3施設、263㎡)	16,696	
児童施設	14	14	こどもセンター(1施設、3,249㎡)、保育所(1施設、709㎡) 児童クラブ(12施設、1,494㎡)	5,452	
社会施設	18	26	図書館(1施設、1,906㎡)、総合福祉センター(1施設、3,450㎡)、 市民交流プラザ(1施設、2,354㎡)、 コミセン・公民館(4施設、2,007㎡)、 中地区住民センター(1施設、953㎡) 中心市街地複合ビル(1施設、11,494㎡)、 療育支援センター(1施設、445㎡)、その他(8施設、3,029㎡)	25,638	
体育文化施設	31	47	体育文化センター(1施設、23,683㎡)、 屋内プール(1施設、972㎡)、市民プール(1施設、630㎡)、 運動広場等トイレ・管理棟(7施設、600㎡)、 野岳湖農村交流館(1施設、542㎡)、武道館(1施設、1,116㎡)、 陸上競技場(1施設、552㎡)、野球場(1施設、268㎡)、 森園管理棟(1施設、509㎡)、その他(16施設、2,435㎡)	31,307	
保健衛生施設	4	12	環境センター(1施設、9,780㎡)、 し尿処理施設(1施設、1,381㎡)、浸出水処理施設(1施設、156㎡)、 斎場(1施設、851㎡)	12,168	
その他施設	35	43	バス待合所(19施設、153㎡)、勤労者センター(1施設、334㎡)、 高良谷牧場管理舎・牛舎等(6施設、2,278㎡)、 市民病院(1施設、15,359㎡)競艇場(1施設、80,447㎡) その他(7施設、941㎡)	99,512	
小計	148	213		193,149	
合計	203	605		402,418	100%

(2) インフラ施設

本市が所有するインフラ施設は、下記のとおりです。

(インフラ施設の一覧表)

(H27年度末現在)

大分類	中分類	インフラ施設の内訳
土木施設	道路	1級（幹線）市道 実延長83,264m
		2級（幹線）市道 実延長63,593m
		その他の市道 実延長391,798m
	自転車歩行者道	
	橋梁	実延長4,362m
農林施設	農道	実延長345,446m
	林道	実延長32,993m
	ため池	43か所
水産施設	漁港	外郭施設 実延長4,204m
		係留施設 実延長839m
公園施設	都市公園	53か所
上下水道施設	水道施設	水源施設（ダム、貯水池等）32か所、浄水施設13か所、送水施設20か所、配水施設（配水池）38か所
	水道管	管路延長621 km
	工業用水道施設	水源施設（河川、貯水池等）13か所、送水施設2か所、配水施設（配水池）3か所
	工業用水道管	管路延長20 km
	下水道施設	処理場1か所、ポンプ場9か所
	下水道管	管渠延長498 km
	農業集落排水施設	処理場7か所
	農業集落排水管	管渠延長109 km

① 土木施設

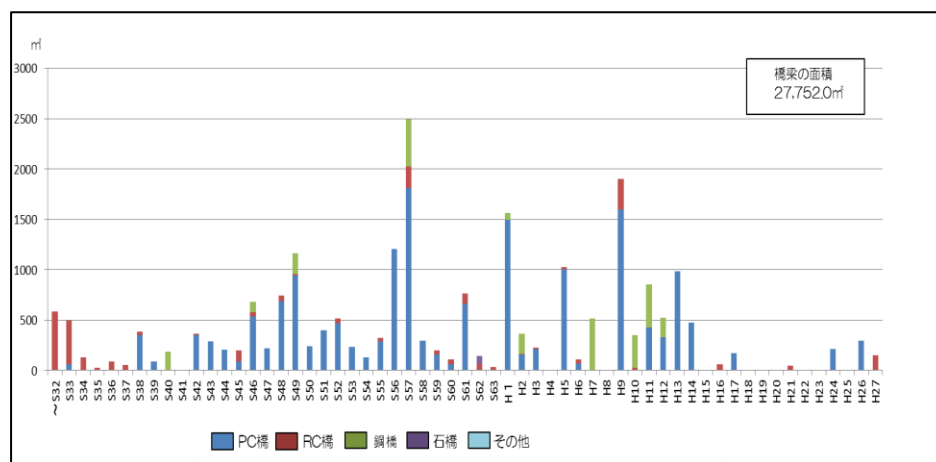
(道路)

本市が管理する道路の延長は約 539kmあります。交通量の増加等に伴い、劣化が進むことが想定されるため、順次改修・更新等を行う必要があります。

(橋梁)

本市が管理する橋梁（橋長 2m以上）は 300 橋あります。多くが架設後 40 年以上経過しているため、効率的な維持管理や更新等を行う必要があります。

橋梁（土木施設）の年度別整備状況（300橋）



② 農林施設

(農道・林道)

本市が管理する農道・林道の延長は約 378kmあります。交通量の増加等に伴い、劣化が進むことが想定されるため、順次改修・更新を行う必要があります。

(ため池)

本市には、43か所のため池があります。ため池は、洪水調整や土砂流出防止等の機能もあるため、点検・診断・機能保全のための取組みを進める必要があります。

③ 水産施設

本市が管理する漁港は、2港あり、主な施設として外郭施設（防波堤、護岸壁）の延長は 4,204m、係留施設の延長は 839mあります。波浪や塩害による腐食の影響のため、老朽化が進行しており、効率的な維持管理や更新等を行う必要があります。

④ 公園施設

本市が管理する都市公園は、53か所あります。設置から 30 年以上経過した公園が全体の約 7 割であるため、効率的な維持管理や更新等を行う必要があります。

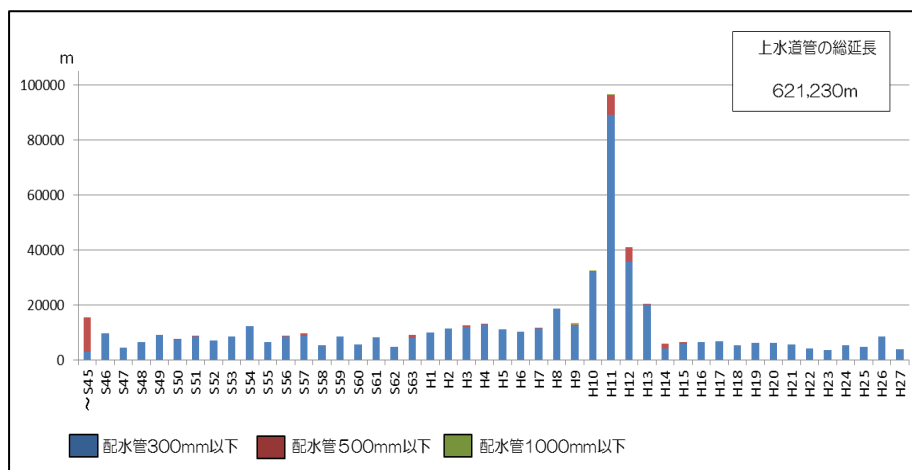
⑤ 上下水道施設

(水道施設)

本市では、管路約 621 km、水源施設（ダム、貯水池等）32 か所、浄水施設 13 か所、送水施設 20 か所、配水施設（配水池）38 か所を管理しています。

布設後 40 年以上経過した管路もあり、老朽化が想定されるため、順次改修や更新を行う必要があります。

水道施設の年度別整備状況（管の延長）

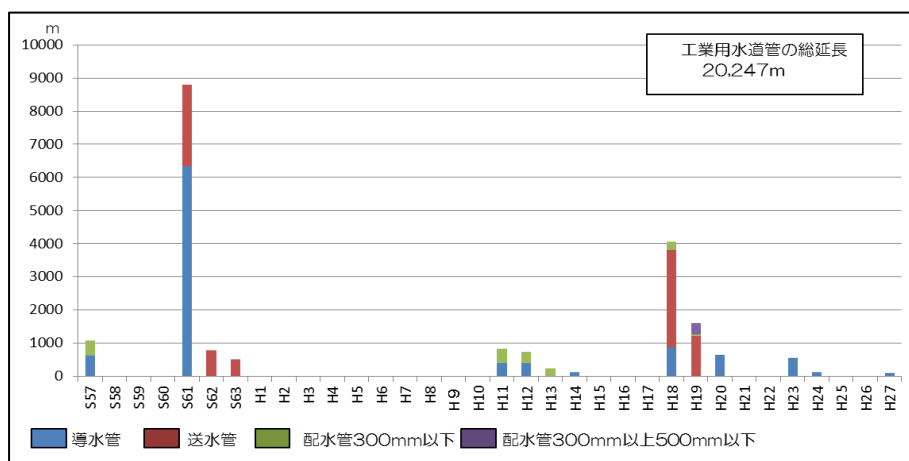


(工業用水道施設)

本市では、管路約 20 km、水源施設（河川、貯水池等）13 か所、送水施設 2 か所、配水施設（配水池）3 か所を管理しています。

比較的新しいものが多いですが、老朽化が進んでいるものもあり、順次改修や更新を行う必要があります。

工業用水道施設の年度別整備状況

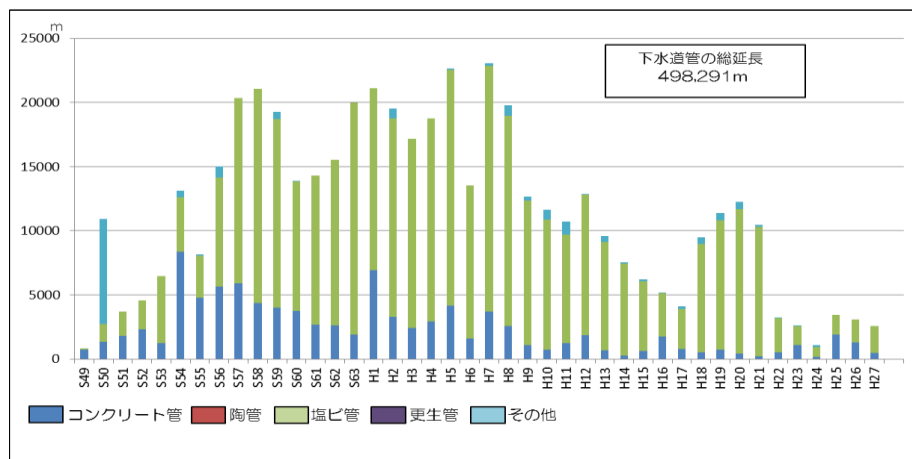


(下水道施設)

本市では、管渠約 498 k m、処理場 1 か所、ポンプ場 9 か所を管理しています。

昭和 56 年の供用開始から 35 年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の能力低下や機能停止を未然に防ぐため、順次改修や更新を進める必要があります。

下水道施設の年度別整備状況（管の延長）

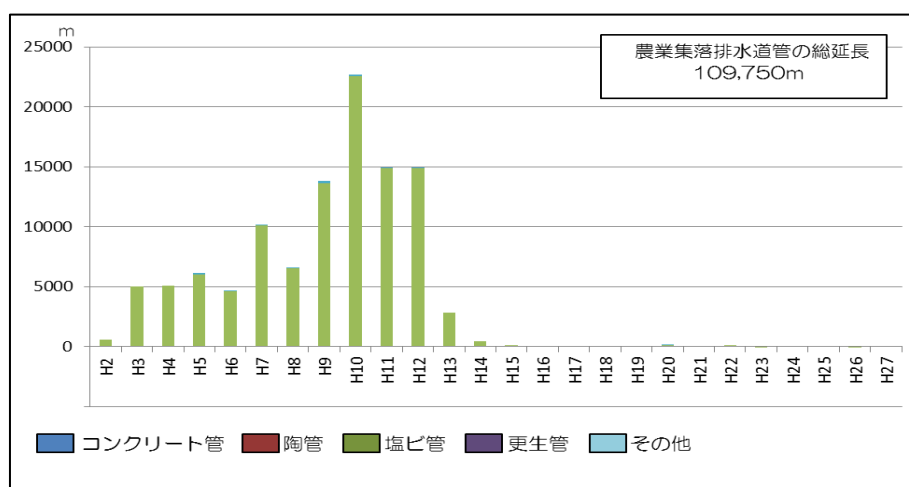


(農業集落排水施設)

本市では、市内 7 地区（菅瀬、菅瀬下、鈴田上、鈴田下、福重、武留路、三浦）に、管渠約 109 k m、処理場 7 か所を管理しています。

平成 6 年の供用開始から、20 年以上が経過し、老朽化が進んでいるため、施設の能力低下や機能停止を未然に防ぐため、順次改修や更新を行う必要があります。

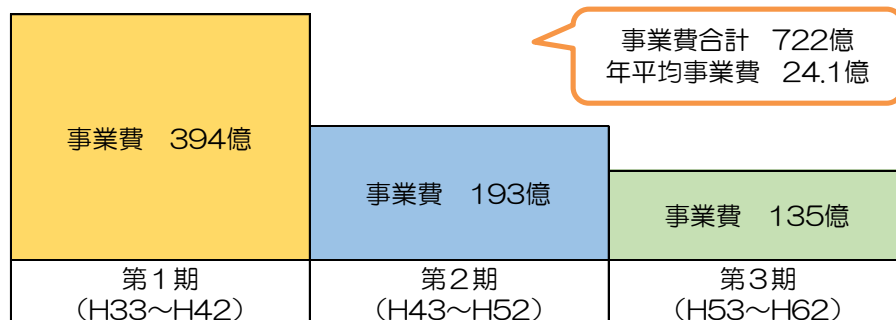
農業集落排水施設の年度別整備状況



4 公共施設等の改修・更新費の将来見通し

(1) 公共施設（公共建築物）【事業費ベースによる試算】

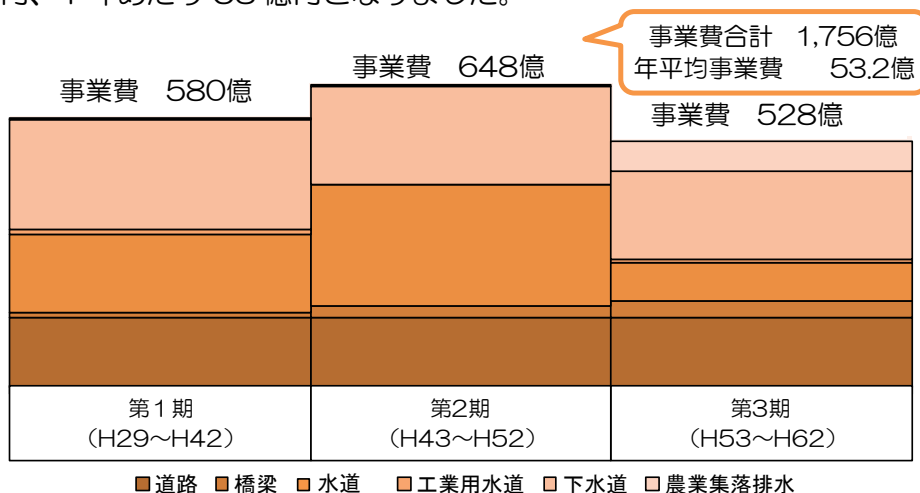
公共施設については、既にアセットマネジメント事業計画で試算しており、改修・更新費用の合計は、722億円、1年あたり24億円となっています。



※アセットマネジメント事業計画による試算

(2) インフラ施設【事業費ベースによる試算】

インフラ施設の将来の更新費用を試算した結果、改修、更新費用の合計は、1,756億円、1年あたり53億円となりました。



※更新費用については、総務省の試算ソフトで算出

(注) 主なインフラ施設における更新年数の設定条件

- ・ 道路（舗装）：20年、橋梁：120年
- ・ 水道施設：管路：40年、建築：50年、土木：60年、電気：15年
機械：15年、SUSタンク：45年
- ・ 下水道施設及び集落排水施設：管渠：50年、建築：50年、土木：50年
電気：15年、機械：15年

第3章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的方針

1 公共施設等のマネジメント基本方針

本市の公共施設等の現状と課題を踏まえ、以下の視点に基づく方針に沿って公共施設等のマネジメントに取り組み、総合的かつ計画的な管理を推進します。

(1) 点検・診断等の実施方針

施設管理者は、経年劣化・損傷の程度や原因等を把握するため、必要に応じて専門的な調査を実施するなどして、施設に与える影響を診断（評価）します。また、結果については、数値情報や画像情報などを可能な限りデータベース化していきます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の実施により得られた結果を、個別施設計画に随時反映させ、これに基づき予防的な維持管理・修繕を実施することで、機能の維持を図る「予防保全型維持管理」に転換し、長寿命化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、応急措置やその後の改修などの安全対策を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

市が所有する建築物の用途・役割・重要性を考慮して、耐震化を進めます。

(5) 長寿命化の実施方針

予防保全型維持管理を前提として、長期的な視点に立ち維持管理や更新を考慮に入れて、個別施設計画の策定に努めるとともに、既に個別施設計画を策定している施設については、国のインフラ長寿命化計画等で示された基準を参考に、今後生じる費用等を把握し、計画的な維持管理・修繕を実施します。

(6) 施設等の適正配置

人口の推移や社会情勢の変化を把握しながら、施設の規模の適正化や集約化について、検討していきます。

また、既に策定している立地適正化計画との整合性を図りながら、施設の適正配置を進めていきます。

2 公共施設等の分野別方針

(1) 公共施設（公共建築物）

施設の効率的な維持管理、長寿命化に取組み、計画的な改修・更新を行うことにより、投資の平準化を図るとともに、耐震化やユニバーサルデザインへの対応など、施設の安全性・機能性の向上を図ります。

実施については、既に策定した「大村市アセットマネジメント事業計画」により、進めていきます。

大村市公共施設の施設整備の取組みの基本的な考え方

1 長寿命化

- ・維持管理方法を「事後保全¹」から「予防保全²」へ転換し、適正な管理に努め、今後集中する更新時期を分散化します。
- ・施設ごとに計画的に改修を行い、施設の長期使用を行います。

2 耐震化

- ・旧建築基準（S56.5.31以前）により建設され、耐震補強を行っていない施設について、今後も継続して使用する場合は、計画的に耐震化を進めます。

3 機能性の向上

- ・施設内の案内板や誘導灯など、使い易い施設の整備や、「長崎県福祉のまちづくり条例」を参考に、バリアフリー化を実施します。
- ・省エネ、創エネの観点から、LED照明や太陽光発電設備の設置等を実施します。

4 施設の集約化

- ・更新、改修を行う際は、人口推移や社会情勢の変化を十分に見極め、規模の適正化や複合化を図り、施設を集約化します。

5 投資の平準化

- ・耐用年数どおりで建替えを行うと、多額の投資が必要となるため、施設の長寿命化を図り、投資の平準化を行います。

6 財政負担の軽減

- ・施設の整備において、国・県の補助制度や有利な地方債を積極的に活用し、財政負担の軽減を図ります。
- ・PPP／PFIなど、効率的・効果的な民間活用を検討する。
- ・複合化等により廃止した公共施設については、他用途への転用や売却・貸付を行い、財源を確保します。

- 1 事後保全：施設の機能や性能に関する明らかな不具合が生じてから修繕を行うこと
- 2 予防保全：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図ること

(2) インフラ施設

施設の効率的な維持管理、長寿命化に取組み、計画的な改修・更新を行うことにより、投資の平準化を図ります。

橋梁や公園など、既に個別計画を策定している施設は、その計画を進め、未策定の施設は、この方針に沿って個別計画を策定します。

① 土木施設

道 路

道路については、路面の状態等を的確に把握しながら、利用者の安全性を確保するため、計画的な維持管理を行います。

橋 梁

橋梁については、国が定めた5年に1回の定期点検を実施しながら、損傷を早期に把握し、計画的に対応する予防保全的な維持管理を行うことで、安全性・信頼性を確保し、橋梁の長寿命化を図ります。

② 農林施設

農道 林道

農道・林道については、路面の状態等を的確に把握しながら、利用者の安全性を確保するため、計画的な維持管理を行います。

ため池

ため池については、定期的に点検を実施し、農林省が策定している技術基準等に基づき、適正な維持管理を行います。

③ 水産施設

漁港

水産施設については、施設機能を維持するため、定期的に点検を行い、構造物の状態を客観的に把握・評価し、保全工事を実施することにより、施設の長寿命化を図ります。

④ 公園施設

都市公園

公園施設については、各施設における更新及び補修修繕の予定時期等を検討・整備し、効果的な修繕を実施することで、安全性を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。

⑤ 上下水道施設

水道施設

水道管

工業用 水道施設

工業用 水道管

管路は、漏水調査など、早期発見・対応を行い、総合的な管路診断等を実施し、漏水事故などの未然防止に努め、安定供給を図るとともに、耐震化を踏まえた更新時期の把握や長寿命化を図ります。

設備は、日常の定期的な巡回点検等により、施設の状態を適切に把握し、機器等の故障を未然に防止するとともに、メンテナンス等による長寿命化を図るなど、効率的、かつ、効果的な機器更新や修繕等を行います。

下水道 施設

下水道管

公共下水道施設については、すでに法定耐用年数を経過した施設もあり、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や、機能停止を未然に防止するため、耐震化も含めた計画的な改築・維持修繕を行います。

農業集落 排水施設

農業集落 排水管

農業集落排水施設については、今後法定耐用年数を迎え、老朽化が懸念されるため、公共下水道への統合などを検討し、適切な維持管理を行います。

第4章 計画の進行管理

1 マネジメントサイクルの構築

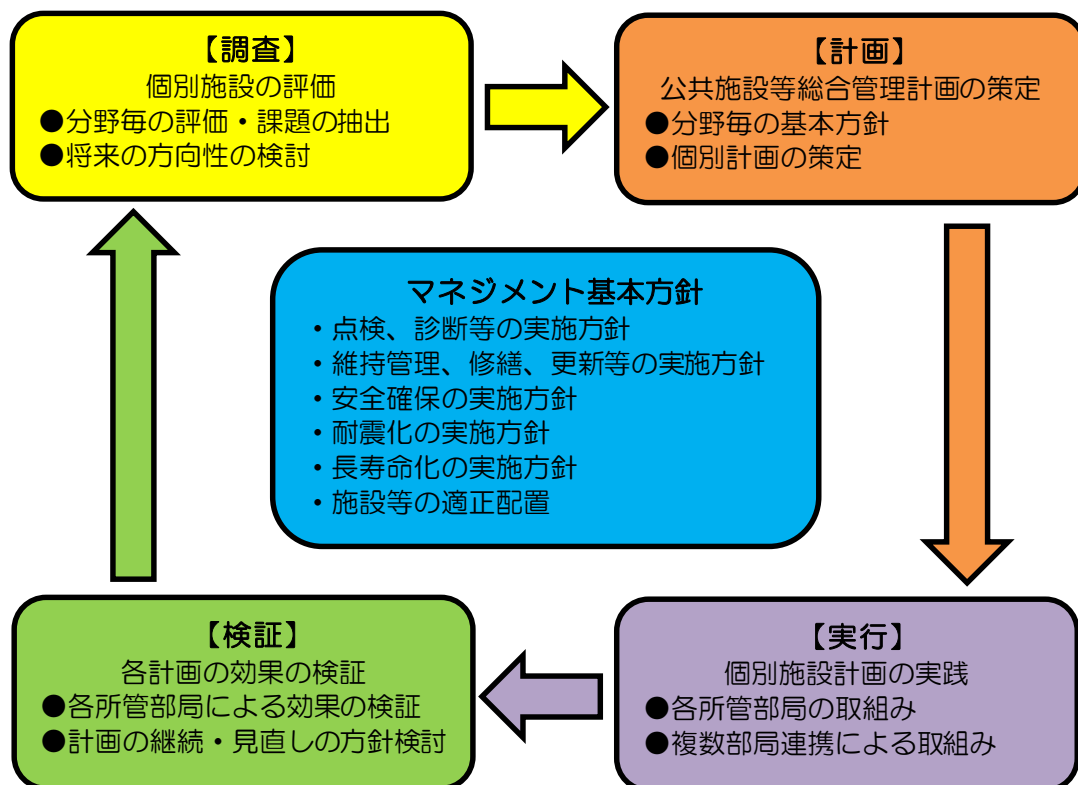
公共施設等のマネジメントの効率的・継続的な推進を図っていくためには、本計画の実効性を確保するとともに、本計画に付属する個別施設計画の策定及び着実な実行が必要です。

公共施設においては、既に策定しているアセットマネジメント事業計画に基づいて、計画を実施していきます。

インフラ施設については、既に個別計画を策定している施設はその計画を実施し、計画がないものについては、今後策定していきます。

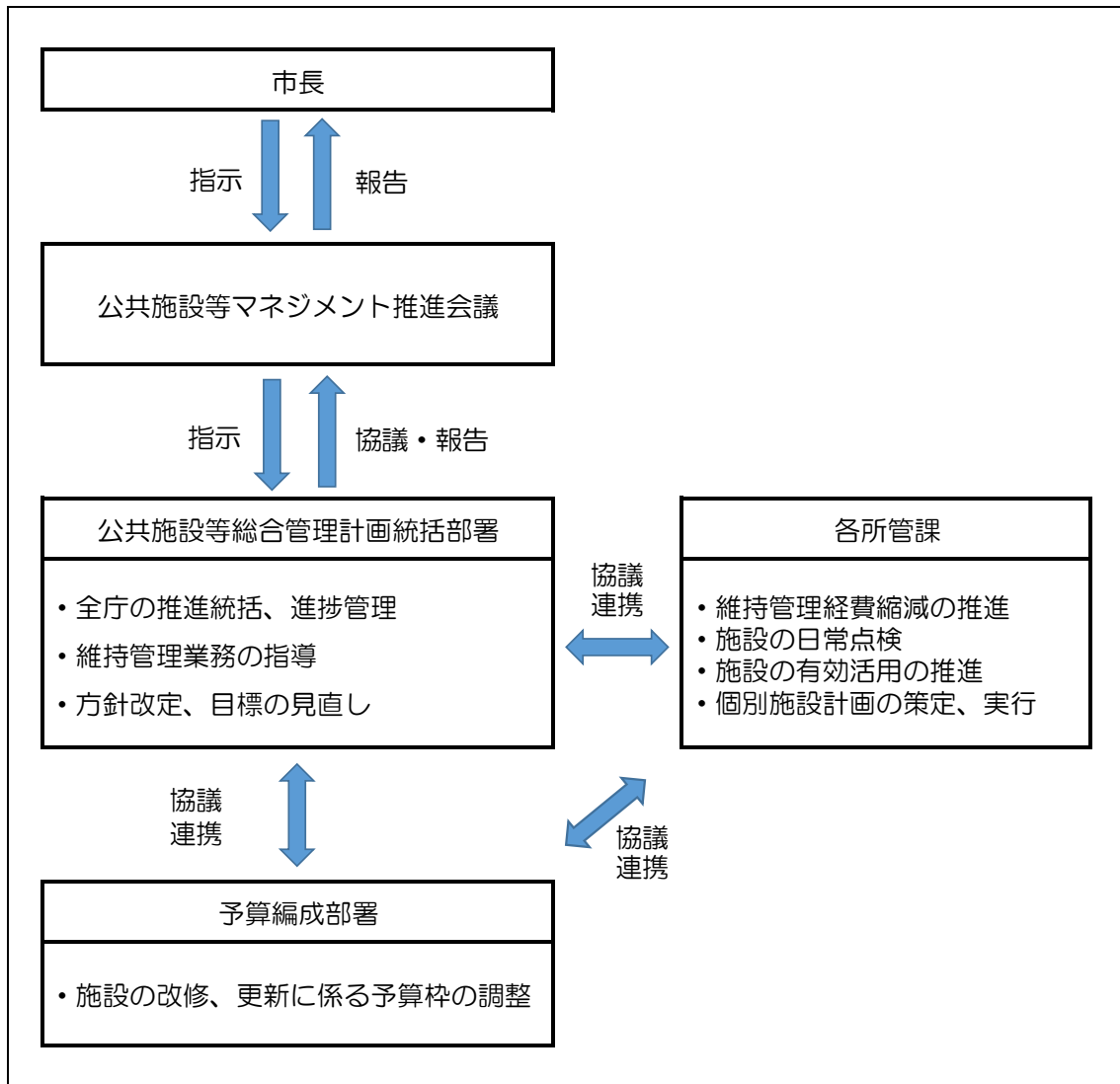
本市においては、公共施設等の現状分析を適切に行う「調査」をプロセスの初期段階に位置づけ、「計画」、「実行」、「検証」を段階的に実行しながら、マネジメントのサイクルを形成します。

また、社会経済情勢などの変化、総合計画や立地適正化計画に合わせて、本計画の適宜の見直しと内容の充実を図っていきます。



2 マネジメント推進体制

公共施設等総合管理計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とし、マネジメント統括部門と実施部門が相互に連携・協力していきながら、市の全体的な取組みによって、本計画の着実な推進を図っていきます。



大村市公共施設等総合管理計画

平成 29 年（2017 年）4 月発行

大村市

【問い合わせ先】

大村市 財政部 用地管財課 財産管理グループ

電 話：0957-53-4111

FAX：0957-46-3055